**佐久市介護予防・日常生活支援総合事業について　Ｑ＆Ａ**

平成29年4月1日現在

（※赤字箇所の追加）

＜質問項目の目次＞

１　事業者の指定・・・・・P１

２　サービスの基準・・・・〃

３　単価・・・・・・・・・P２

４　定款・・・・・・・・・〃

５　運営規程・契約書等・・P３

６　その他・・・・・・・・P４

７　訪問介護サービス・・・P５

８　通所介護サービス・・・P６

**１　事業者の指定**

**問１　訪問介護相当サービス・通所介護相当サービスのみなし指定の有効期間は、平成30年3月31日までということだが、それ以降はどのような手続になるのか。**

（答）

　みなし指定を受けた事業者について、平成30年4月1日以降も事業を継続す

る場合には、総合事業の指定の更新を受ける必要があります。（申請手続につい

ては、平成29年度にご案内します。）

**２　サービスの基準**

**問１　同一事業所内に保険者が異なる他市町村の利用者がいる場合、人員・設備・運営の基準はどのように考えるのか。また、指導監査はどこが所管するのか。**

（答）

　それぞれ他市町村の保険者が規定する基準を満たす必要があります。

　総合事業の移行時期、基準その他の内容、申請・届出の必要の有無など当該

市町村のホームページや当該利用者を担当する地域包括支援センター等を通じ

て情報収集をする必要があります。

　また、指導監査については、それぞれ指定を行った市町村が必要な情報交換

又は合同で行う等連携して行います。

**３　単価**

**問１　他市町村に住民登録をしている利用者がいる。**

　　　**その市町村が総合事業を実施している場合、まだ実施していない場合があるが、サービスコードは何を使用するのか。**

（答）

　他市町村に住民登録をしている利用者にサービスを提供する場合、その市町

村が総合事業を実施しており、利用者が総合事業に移行していれば、当該市町

村の総合事業のサービスコードを使用し、まだ総合事業を実施していない又は

利用者が総合事業に移行していなければ、従来の介護予防給付のサービスコー

ドを使用します。

**４　定款**

**問１　事業の目的として定款へ位置付ける際には、事業名としてどのように記載するのが適切か。**

（答）

　介護保険法で使用されている用語を記載するのが適切と考えます。

　【例】「介護保険法に基づく第１号事業」

**問２　社会福祉法人で、第２種社会福祉事業として「老人居宅介護等事業」「老人デイサービス事業」という老人福祉法の名称で規定している場合、定款の変更は必要か。**

（答）

　老人福祉法が改正され「老人居宅介護等事業」の定義には「第１号訪問事業」、

「老人デイサービス事業」の定義には「第１号通所事業」が含まれているため、

この場合、定款の変更は必要ありません。

**５　運営規程・契約書等**

**問１　総合事業になり、運営規程や契約書を変更する必要があるのか。**

**必要な場合、どのような文言を使用するのが適切か。**

（答）

運営規程や契約書については、提供するサービスが変わるため、変更の必要

があります。事業名称については、具体的な事業の内容が分かる名称を使用す

るすることが適切と考えます。

ただし、今回のみなし指定に関する事業名称変更に係る変更届は、提出する必要はありません。

【例】「第１号訪問事業（佐久市訪問介護相当サービス）」

「第１号通所事業（佐久市通所介護相当サービス）」等

**問２　介護予防訪問介護を利用している利用者が、佐久市訪問介護相当サービスを利用することになった場合、契約書は改めて取り交わす必要があるのか。**

（答）

　改めて取り交わすことが適当と考えます。

　しかしながら、提供されるサービスの内容、その他契約の内容について、誤解が生じないようであれば、覚書等を取り交わすことでも良いと考えます。

**６　その他**

**問１　住所地特例対象者に対する総合事業のサービス提供はどのようになるのか。**

（答）

　住所地特例対象者に対する総合事業については、居住する施設が所在する市町村が行います。したがって、他市町村の被保険者であっても、佐久市に施設がある住所地特例対象者については、佐久市の総合事業のサービスを提供します。

**問２　平成28年3月31日時点で契約をしている要支援の認定を受けていた市外被保険者が要介護の認定を受けた場合、引き続き地域密着型通所介護を利用できるか。**

（答）

　継続して利用するためには、当該利用者の保険者（佐久市以外の市町村）から別途地域密着型サービス事業者としての指定を受ける必要があります。手続きの詳細等につきましては、お早めに各保険者（佐久市以外の市町村）にお問い合わせください。（平成28年3月31日時点で利用していた（利用契約がある）要支援認定を受けている利用者に限ります。）

　なお、平成28年4月1日以降に、新規で契約する要支援者の市外被保険者が要支援から要介護へ変更となった場合には、その時点で契約終了となり、利用を継続することはできません。新たに利用を開始される際には、あらかじめご説明ください。

**７　訪問介護サービス**

**問１　基本的には総合事業に移行していくと考えられるが、現在利用されている方は、単純に総合事業に変わるだけと考えてよいか。**

（答）

　佐久市は、平成28年4月1日から総合事業がスタートしました。

**平成28年3月31日まで**の新規・更新の方は、介護申請を行い、ケアマネジメント（ケアプラン）に基づき、**次回の更新までは、現行の介護予防訪問介護を利用**することになります。

　**平成28年4月1日以降**は、新規・更新者の状態像を基本チェックリスト又は介護申請をとおして総合事業に移行し、**現行の訪問介護相当サービス又は訪問型サービスAのサービス**を、地域包括支援センターでケアマネジメント（ケアプラン）し、サービス提供に繋げます。

**問２　総合事業の訪問型サービスを利用される方の基準や条件がきちんとされなければ、家政婦さんのような働きになる心配はないのでしょうか。**

（答）

　総合事業を利用する場合、利用者の状態等を基本チェックリスト、ケアマネジ

メントにより把握し、自立支援を促すために必要なサービスを提供します。

地域包括支援センターがケアマネジメントし、サービスの必要量を判断します

ので、家政婦さんのような働きになることはないと考えます。

**問３　訪問型サービスAの利用回数は、週２回まで可能でしょうか。**

（答）

　総合事業の開始当初、訪問型サービスAの対象者として、要支援１相当の方で月２回～週１回程度としていました。

しかし、事業を実施していく中で、国の基準でもある要支援１相当の方であっても、週２回の訪問サービスが必要となる方もいるということで、サービス内容が生活支援のみであれば可能であるとなりました。

**８　通所介護サービス**

**問１　基本的には総合事業に移行していくと考えられるが、現在利用されている方は、単純に総合事業に変わるだけと考えてよいか。**

（答）

　佐久市は、平成28年4月1日から総合事業がスタートしました。

**平成28年3月31日まで**の新規・更新の方は、介護申請を行い、ケアマネジメント（ケアプラン）に基づき、**次回の更新までは、現行の介護予防通所介護を利用**することになります。

　**平成28年4月1日以降**は、新規・更新者の状態像を基本チェックリスト又は介護申請をとおして総合事業に移行し、**現行の通所介護相当サービス又は通所型サービスAのサービス**を、地域包括支援センターでケアマネジメント（ケアプラン）し、サービス提供に繋げます

**問２　利用者（送迎）は、居住する生活圏域の範囲内とするのか。**

（答）

　平成28年度当初は、利用者数が生活圏域ごとに差がありますので、圏域を超え

て調整をします。平成29年度以降については、状況に応じて判断します。

**問３　利用者が1人もいない日は、職員を配置しなくても良いか。**

（答）

　利用者がいない日は、職員を配置する必要はありませんが、利用者、地域包括

支援センター等からの連絡対応のための窓口体制を明確にしておく必要がありま

す。

**問４　通所型サービスAの中で、追加料金を徴収して、機能訓練等の個別対応をすることは可能か。**

（答）

追加料金を徴収して、機能訓練等の個別対応は、通所型サービスAの中では不

可としています。ただし、総合事業とは別に、自費事業にて個別対応が可能となりますので、総合事業サービス時間外での対応をお願いします。

**問５　通所型サービスAで、お花見等のイベントの開催は可能か。**

（答）

　年に数回程度の開催であれば可能です。ただし、イベントのみの開催ではなく、運動プログラム等も取り入れて行ってください。

※例）お花見に行った先で、体操やウォーキング等を行う